

## 指定障害児通所支援事業者に対する運営指導における指摘事例

※法令等略語

留意事項

- ・・・「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号）

条例

- ・・・「宇都宮市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例」（令和元年 7 月 3 日）

### ○ 児童発達支援管理責任者の要件を満たさない者（期限切れ，実践研修未受講等）を配置していた

根拠： 条例第 6 条（2）

「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成 31 年 3 月 29 日障発 0329 第 19 号）

指導： 至急要件を満たす者を配置すること。

### ○ 利用者の個別支援計画について，アセスメント・個別支援計画の原案・検討会議の会議録・モニタリングの実施記録等が確認できない

根拠： 条例第 28 条，第 84 条において準用する第 28 条

指導： 支援計画の作成に係る一連の流れが把握できるよう記録を作成し，保管すること。

### ○ 個別支援計画更新の際に別表の更新なし

根拠： 条例第 28 条，第 84 条において準用する第 28 条

指導： 個別支援計画の更新の際は別表もその都度更新すること。

### ○ 送迎を目的とした自動車について，見落としを防止するブザー等の未設置

根拠： 条例第 41 条の 3

指導： ブザーの設置をするまで車両の使用を停止すること。

○ 「家族支援加算」について実施場所・所要時間・方法の記録が不十分

根拠： 留意事項第二の2（1）⑤

指導： 実施場所・所要時間・方法により単位数が異なるため、実施場所・所要時間・方法について記録すること。

○ 「欠席時対応加算」について、利用者が欠席した際の対応記録が不十分

根拠： 留意事項第二の2（1）⑪

指導： 当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録すること。

○ 「欠席時対応加算」について、利用者が急病等により利用を中止した場合以外においての請求

根拠： 留意事項第二の2（1）⑪

指導： 加算を算定できるのは利用者が急病等により利用を中止した場合である。支給を受けた給付費について、過誤調整を行うこと。

※「家事都合」「雨のため」「定期通院のため」は算定不可

○ 「専門的支援実施加算」の請求にあたり、月の算定限度回数を超えての算定

根拠： 留意事項第二の2（1）⑫

指導： 限度回数を超えて支給を受けた給付費について、過誤調整を行うこと。

○ 「個別サポート加算（I）120単位/日」の請求にあたり、請求要件を満たさず算定

根拠： 留意事項第二の2（1）⑫の6

指導： 令和6年度報酬改定で見直しがあったため、請求要件（受給者証の標記など）を再度確認すること。支給を受けた給付費について、過誤調整を行うこと。

○ 「入浴加算」の算定にあたり、入浴に係る安全計画の未策定

根拠： 留意事項第二の2（1）⑫の8

指導： 入浴を安全計画に位置付け、手順書等を作成すること。